



消費生活にゅーす



丹波県民局 地域共創課（丹波消費者センター）

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 688（TEL 0795-73-3724）

丹波の森公苑 消費担当（TEL 0795-72-2127）



消費生活トピックス



警察をかたる電話にご用心！

「あなたの口座が犯罪に使われている」「あなたの電話が詐欺グループに使われている」「詐欺の共犯の疑いがある。LINE のビデオ通話なら出頭しなくてもよい」

このように警察を名乗る不審電話のトラブルが、全国で発生しています。

警察署で使われることの多い下4桁が「0110」の電話番号を表示させることで消費者を信用させる手口や、電話から LINE のビデオ通話へ誘導し警察手帳を見せ、信じこんだ消費者に個人情報を知ったり、捜査の一環として金銭を振り込ませたりする手口がみられます。

警察が LINE のトークやビデオ通話を使って連絡を取ることはありません。

警察を名乗る電話があっても慌てず、いったん電話を切り、地元の警察署等の電話番号を調べた上で相談しましょう。

知らない番号からの電話は慎重に対応し、非通知でかかってきた電話には出ないようにしましょう。

相手が自分の個人情報を知っていたからといって簡単に信用せず、自分から個人情報は絶対に伝えないでください。

不安を感じたり、不審に思ったりした場合は、消費者ホットライン「188」や警察相談専用電話「#9110」番に相談しましょう。

悪質な通販サイトに注意



「通販サイトで注文した商品が、一向に届かないので業者に連絡をしたら、商品紛失のため代金の一部しか返金できないと言われた」「ブランドの公式サイトで商品を注文したが、2ヶ月経っても商品は届かず業者とも連絡が取れない」

海外事業者との取引でトラブルにあった際の相談窓口として、国民生活センターが運営する「越境消費者センター」には、上記のような悪質サイトの相談が多数寄せられており、随時、悪質サイトの情報を公表しています。

悪質な通販サイトを見分けるポイントは、「サイト内の日本語表記が不自然」「市場では希少なものが入手可能になっている」「ブランド、メーカー品が通常より安い」「支払い方法が限定されている、振込先の銀行口座が個人名義」「キャンセル、返品、返金ルールの記載が無い」「業者情報の記載が明確でない」などです。

事業者情報については、実在する無関係の事業者情報を無断で転載している場合もあるので URL に不自然な点がないか等についても注意しましょう。



R7消費者月間



消費者政策の基本となる法律が昭和43年5月に施行されたことを記念し、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

丹波消費者センターでは、令和7年度の消費者月間統一テーマ「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～」に沿った、「消費者月間記念講演会」を開催しました。

講師に、ひょうご環境創造協会から環境技術専門員の真田由美子さんをお呼びし、地球温暖化の現状やグリーン志向消費の実例についてお話しいただきました。



くらしの安全・安心推進員委嘱式



兵庫県では、消費者被害に巻きこまれやすい高齢者等への見守りを強化するため、消費生活に関する情報収集・提供、関係機関と連携して啓発を行う「くらしの安全・安心推進員」を設置しています。丹波では、令和7年・8年度の推進員として15名が知事から委嘱されました。

消費生活出前講座のご案内

丹波県民局が委託をした講師グループが、老人会やいきいきサロンなど地域の会場へ出向き、消費者トラブルの手口と対処法についてクイズやゲームを多用し、参加者に合わせた内容でわかりやすくお話しします。講師料は**完全無料**です。まずは、気軽にお問合せください。

《問合せ先》 丹波の森公苑 消費担当

TEL：0795-72-2127（代）

FAX：0795-72-5164

